

通関時における関税等の納付手段の多様化

令和 2 年 1 1 月 3 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

通関時における関税等の納付手段の多様化

現行制度

- 商業貨物等の通関においては、現金納付のほか、オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式(ATM、インターネットバンキング等による方式)によるキャッシュレス納付が可能。
- また、本邦に入国する旅客等の携帯品等については、商業貨物の通関よりも簡易な通関手続(旅具通関)の利用が可能となっているが、関税、消費税等の納付については、現金納付となっている。

(注) 旅客等の携帯品等については、輸入者が自らの選択により、商業貨物の通関として輸入(納税)申告を行うことにより、上記のキャッシュレス納付が可能。国際郵便物(賦課課税)の関税、消費税等の納付についても同様。

改正の必要性

- 通関時にクレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付も可能とすれば、納付手段を一層多様化することができる。
- こうした規定の整備により、旅客等の輸入者等にとっての利便性が向上し、通関時の更なる円滑化が実現される。
- 現金を介した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性が指摘される中、今後、非接触型のキャッシュレス決済へのニーズは一層高まることが考えられ、行政手続のデジタル化にも資する。

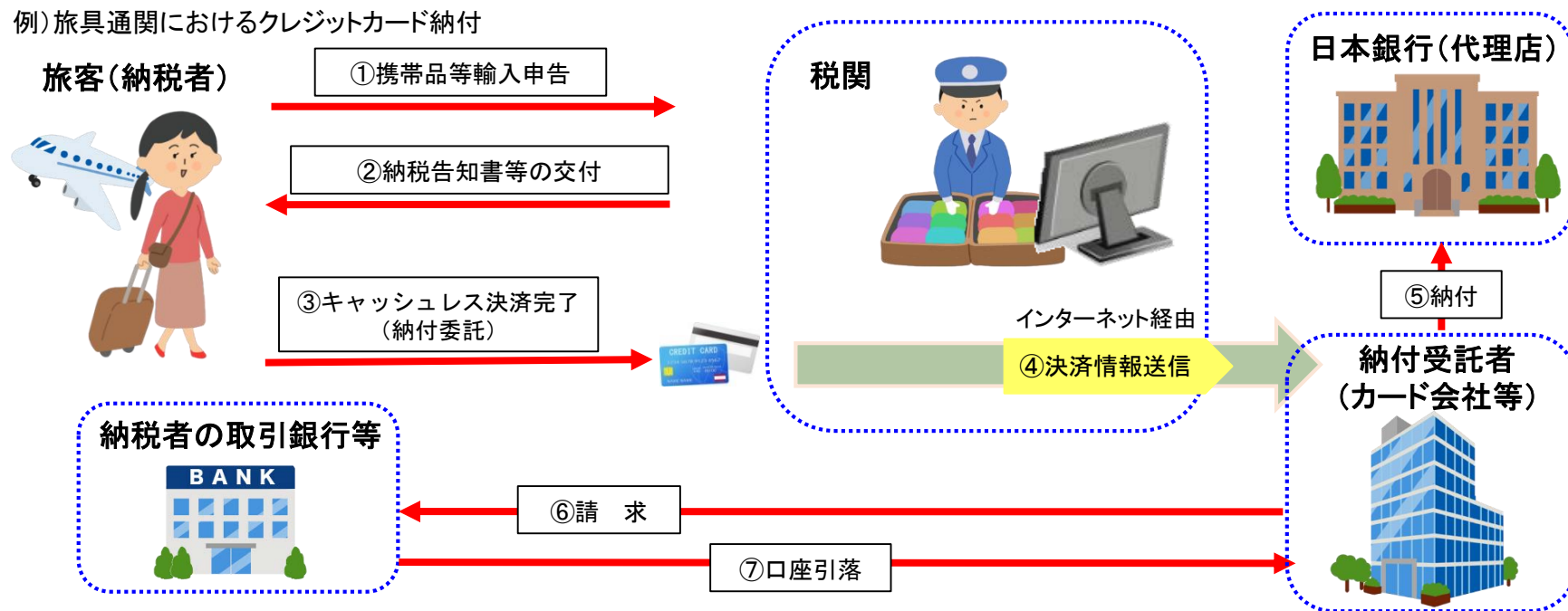
改正の方向性

- 更なる納付手段の多様化の観点から、あらゆる貨物の通関時にキャッシュレス納付が可能となるよう、クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付に係る規定を整備する。
- 今後、キャッシュレス納付に関するシステム開発を進め、令和3年度中に旅具通関において導入を図り、商業貨物等の通関についても順次、納付手段を一層多様化させていく。

通関時における関税等の納付手段の多様化

- 本邦に入国する旅客等の携帯品等の通関手続（旅具通関）や商業貨物や国際郵便物等の通関において徴収する関税等について、更なる納付手段の多様化等の観点から、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備する。

例) 旅具通関におけるクレジットカード納付



【キャッシュレス納付の概要】

- クレジットカードやスマートフォン決済により納付。
- 納税者が納付受託者に納付手続を委託し、納付受託者がその納付手続を受託した日に関税等の納付があったものとみなして、延滞税等を適用。
- 適正なキャッシュレス納付を実現するための所要の規定を整備する。
(納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務、納付受託者への質問検査 等)